

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、音更町土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成29年2月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成29年2月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
茶志内東1	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
鶴 城 同	同	同
新 光 東 同	同	同
安 国 同	同	北海道オホーツク総合振興局
湧 別 区画整理	同	同
紋 別 同	同	同
更 別 第 3	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除 ^{きよ} 礫	北海道十勝総合振興局
中 士 幌 2	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除礫	同
川 西 西 2	暗渠排水、区画整理、除礫	同

北海道告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成29年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

目 次

ページ

規 則

○北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則
.....（国保医療課） 75

告 示

○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定.....（農業施設管理課） 75
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課） 75
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課） 75
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課） 76
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） 76
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課） 76
○森林法による通知に代える公示.....（治山課） 77
○土地収用法による事業の認定.....（建設部総務課） 77

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）..... 77

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 80

規 則

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第6号

北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則
北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成20年北海道規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「附則第14条の2」を「附則第14条」に改める。

附 則

1(1) 保安林予定森林の所在場所 浦河郡浦河町字野深444の29・540の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字野深444の29・540の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 白糠郡白糠町タンタカ1の1（次の図に示す部分に限る。）、1の6、カリソ83の1・茶路東二線144の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 利尻郡利尻町杓形字富野7の26（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 公共施設用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 利尻郡利尻町杓形字富野7の26（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年2月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 網走郡大空町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び大空町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第126号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成29年2月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡真狩村（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 真狩村（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び真狩村役場に備え置いて縦覧に供する。）	2 事業の種類 浦臼町認定こども園及び子育て支援センター建設事業 3 起業地 (1) 収用の部分 北海道樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ (2) 使用の部分 なし 4 事業の認定をした理由 次のとおり （「次のとおり」は、省略し、北海道建設部総務課及び浦臼町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。） 5 起業地を表示する 浦臼町役場 図面の縦覧場所
北海道告示第127号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。 平成29年2月21日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 通知の内容 平成29年北海道告示第62号 (2) 所在が不明な者 小林 久夫、小林 忠夫 (3) 掲示場所 喜茂別町役場 2 (1) 通知の内容 平成29年北海道告示第62号 (2) 所在が不明な者 龍泉寺、中村 キク、寺島 としゑ (3) 掲示場所 北竜町役場 3 (1) 通知の内容 平成29年北海道告示第62号 (2) 所在が不明な者 塚林 正衛、尾沢 完一、福島 和人、水元 孝夫、望月 平八、塚林 和三、五野井 敏、塚林 富子、塚林 賢一、河村 文雄、尾沢 清次、尾澤 子之作、永澤 忠博、相楽 シン、塚林 正男、五野井 清太郎 (3) 掲示場所 本別町役場 北海道告示第128号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成29年2月21日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 起業者の名称 浦臼町	総合振興局告示及び振興局告示 北海道胆振総合振興局告示第19号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年2月21日 北海道胆振総合振興局長 本 間 研 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月に係る1台当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 ア 調達をする物品等の名称 デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式 イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり フルカラー11,292枚、モノクロ2,061枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契約期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成29年2月21日（火）から同年3月8日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階会議室C（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課）
- (2) 入 札 日 時 平成29年3月21日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月17日（金）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項

- この契約を含む一連の調達のうち最初の契約に係る入札の公告
平成28年3月15日付け北海道胆振総合振興局告示第30号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/mkk/mur-dogen/nyusatu/hokanonyusatu.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月に係る1台当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電 話 番 号 0143-24-9857
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of digital-color copying machine 1 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 21, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than March 17, 2017)
- C Contact : Administrative Division, Office of Construction Administration, Muroran

Department of Public Works Management, Iburi General Subprefectural Bureau,
Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9857

北海道渡島総合振興局告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年2月21日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

乗用自動車の賃貸借（1台分） 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成29年7月3日から平成34年6月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年2月21日（火）から同年3月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階 402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）

(2) 入札日時 平成29年4月5日（水）午前10時（送付による場合は、同月4日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 1台

イ 予定時期 平成29年3月頃

(2)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 1台

イ 予定時期 平成29年5月頃

(3)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 2台

イ 予定時期 平成29年8月頃

(4)ア 名称及び数量 貨物兼乗用自動車の交換契約 1台

イ 予定時期 平成29年8月頃

(5)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 3台

イ 予定時期 平成29年11月頃

- (6)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 1台
イ 予定時期 平成30年2月頃
(1)から(6)までについて入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ(<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課
(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 5, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than April 4, 2017)
C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成29年2月21日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 特別支援学校校舎等清掃業務(A地区) 1式
イ 特別支援学校校舎等清掃業務(B地区) 1式
ウ 特別支援学校校舎等清掃業務(C地区) 1式
エ 特別支援学校校舎等清掃業務(D地区) 1式
オ 特別支援学校校舎等清掃業務(E地区) 1式
カ 特別支援学校校舎等清掃業務(F地区) 1式

アからカまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成29年4月11日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 平成27年度又は平成28年度において、本契約と種類を同じくする通年契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年2月21日（火）から同年3月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成29年4月3日（月）午前10時（送付による場合は、同年3月31日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/index>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

10 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

11 落札者と契約締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

a Cleaning of the premises at schools for special needs (A zone)

b Cleaning of the premises at schools for special needs (B zone)

c Cleaning of the premises at schools for special needs (C zone)

d Cleaning of the premises at schools for special needs (D zone)

e Cleaning of the premises at schools for special needs (E zone)

f Cleaning of the premises at schools for special needs (F zone)

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 3, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 31, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872